

GrinSpace コワーキングスペース利用規約

株式会社grinleap（以下、「運営主」といいます。）が運営・管理する、別紙に定めるコワーキングスペース「GrinSpace」及びそれに付随する設備・備品（以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。）のご利用にあたり、下記の通り利用規約を定めます。

第1条（利用規約の適用）

1. 本利用規約は、運営主に対し本件施設のコワーキングスペースとしての利用を、運営主指定の手続きにより申込み、かつ運営主が必要な審査を行い、これを承諾した方（以下「利用者」といいます。）に対して適用されます。
2. 運営主及び利用者は、本利用規約によっては利用者に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないことを相互に確認します。
3. 利用者は、本利用規約のすべての記載事項について同意した上で、運営主に対し、本件施設の利用を申込みものとします。

第2条（利用申込み、本人確認等）

1. 本件施設の利用をご希望される方は、まず、運営主側の担当者と面談して下さい。面談後、本利用規約に同意のうえ、所定の利用申込書に必要事項の記入／押印を行い、以下の提出書類とともに運営主に提出することにより、本件施設利用の申込みをして下さい。運営主は、当該申込みをお受けした後、所定の審査を行ったうえで、本件施設の利用をご希望される方に、当該申込みに対する承諾または非承諾の通知をいたします。
 - (1) 法人として申込みをする場合
 - ・ 商業登記簿謄本および印鑑登録証明書
 - ・ 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
 - ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類
 - (2) 個人または個人事業主として申込みをする場合
 - ・ 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
 - ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類
2. 本件施設の利用方法には、「マンスリープラン（月極利用）」と「ドロップイン（一時利用）」とがあります。本件施設の利用をご希望される方は、申込みにあたって、どちらのプランで利用をご希望されるのかを、運営主に申告して下さい。
3. 本件施設の利用をご希望される方は、申込みにあたって、携わっている事業及び将来携わろうとしている事業の内容を運営主に開示するものとします。
4. 運営主が、本件施設の適切な運営のため最大収容人数を定め、利用者の人数に上限を設けることを、利用者は了解しているものとします。
5. 本件施設の利用をご希望される方が前各項の定めに従わない場合、本条第3項の定めにより開示された事業の内容が本件施設に相応しくないと運営主が認めた場合、または本条第4項の定めにより利用者の人数が本件施設の最大収容人数に達している場合、運営主は本件施設の利用をご希望される方からの申込みを拒むことができます。

第3条（施設の利用）

1. 利用者は、本利用規約に従い、本件施設の利用をすることができます。
2. 利用者は、本件施設内において、フリーシート（自由席）を利用できるほか、共有スペース等の施設及び共有備品の利用をすることができます。
3. 本件施設のご利用可能日時は、下記のとおりです。

記

月曜日～金曜日 10時～21時

土曜日、日曜日、祝日 10時～18時

※但し、土日祝日にイベントが開催される場合は、
その時間帯のご利用はできません。

4. 本利用規約の有効期間中、利用者は、本人もしくは事前に申請を行い運営主の許諾を得た従業員・スタッフ・共同事業者等1名(以下、「共同利用者」といいます)に限り、本件施設を利用する権利を有します。
5. 利用者は、原則、第2条第3項に基づき運営主に開示した事業を行う目的に限り、本件施設を利用するものとし、それ以外の目的での利用は、運営主の事前承諾がない限り、できないものとしします。
6. 利用者は、利用する本件施設の区画・設備の変更について、運営主の指示に従うものとしします。
7. 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に立入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は利用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、利用者は了解しているものとしします。
8. 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に防犯カメラを設置し、本件施設の在室状況を確認していることを、利用者は了解しているものとしします。
9. 利用者は、運営主または運営主の指定する者に申請することにより、本件施設の利用状況（在室状況）を、不特定多数の第三者に告知することができます。運営主または運営主の指定する者は、当該告知を所定のウェブサイトに掲載する等の方法で行うものとしします。
10. 本件施設の利用に関するその他の規則については、別添の「付帯規則」にて定めるとおりとしします。

第4条（登録手数料、利用代金等）

1. 利用者は運営主に対し、別添の「付帯規則」にて定める登録手数料及び利用代金を支払うものとしします。その支払い方法を運営主が指定する金融機関口座への振込とした場合の振込手数料は利用者にご負担頂きます。ただし、別の支払方法（例：現金、クレジットカードによる決済）とした場合は、この限りではありません。
2. 前項のお支払いは前払いとし、期限は別途通知させていただきます。

第5条（利用期間、解約、休業日）

1. 本件施設の利用期間は、利用者からの利用代金のお支払いがあったことを条件として、運営者と利用者が、本件施設の利用申込みと承諾の手続きにおいて合意に達した日より開始します。また、利用者が本件施設をマンスリープランで利用している場合は、第6条で定める契約解除がない限り、開始日を含む月から3ヶ月間をもって終了します。ただし、当該期間の終了までに運営主または利用者から相手方に対する解約の通知がなく、当月20日までに利用者から翌月分以降にかかる利用代金のお支払いがあった場合は、翌月1日より末日までの1ヶ月間更新され、以降も同様としします。
2. 前項における解約の通知は、利用者が本件施設をマンスリープランで利用して

いる場合は、解約日の1ヶ月以上前に、書面にて行うものとします。利用者が解約の通知日から1ヵ月未満の期日を解約日として解約する場合は、解約日から通知後1ヵ月経過日までの日割り計算による利用代金を運営主に支払うものとします。

3. 住所利用サービスの利用者が解約する場合は、解約通知の書面提出時に本店所在地を変更した登記簿謄本も併せて提出する必要があります。本店所在地を変更した登記簿謄本の提出がない場合は解約できないものとします。
4. 年末年始、当社の社内行事、不定期でのシステムメンテナンス等により、事前にホームページ等で告知の上、休業日となる場合があります。
5. 利用者は、本件施設の利用期間終了または解約、休業日及び閉店にあたって、未利用分の利用代金の支払い分を運営者に請求することができません。

第6条（ご利用の制限、契約解除）

1. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する場合もしくは次項に記載の禁止行為を行った場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本利用規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 本利用規約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
 - (2) 利用申込書における利用者の記載事項が事実と異なる場合。
 - (3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。
 - (4) 本件施設の利用権の譲渡・転貸をした場合。
 - (5) 本件施設を損傷・汚損するおそれがある場合。
 - (6) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
 - (7) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると運営主が判断した場合。
 - (8) 本件施設に運営主の承諾を得ることなく入った場合。
 - (9) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
 - (10) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (12) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
 - (13) 代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
 - (14) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。
2. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する事業に関連する者であると判断された場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本利用規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業。

- (2) 公序良俗に反すると運営主が判断する事業。
 - (3) 性風俗関連の事業。
 - (4) 暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体に関する事業。
 - (5) 宗教関連の事業。
 - (6) マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業。
 - (7) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業。
 - (8) その他、運営主が不適当と認める事業。
3. 運営主は利用者に対し、本件施設における以下の行為を禁止します。
- (1) 落書き・いたずら等をする行為。
 - (2) 運営主に承諾を得ていない販売、寄付募集等の行為。
 - (3) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
 - (4) 運営主の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、毒性ガス、ガスボンベ等）を持ち込む行為。
 - (5) 運営主の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
 - (6) 運営主の承諾を得ずに火気を使用する行為。
 - (7) 電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
 - (8) 喫煙する行為。
 - (9) 運営主の承諾を得ずに飲酒をする行為。
 - (10) 音を流す行為。ただし周囲に音が漏れないヘッドホンで音を聴く行為、本件施設に在室している他の全ての者の了承を得たうえで共用設備のオーディオで音を聴く行為は除きます。
 - (11) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
 - (12) 運営主が本件施設に保管している備品・商品が無断で持ち出す行為。
 - (13) 宿泊する行為。
 - (14) フリーシート（自由席）及び共用スペース部分等を専用使用する行為。
 - (15) 運営主による本件施設の区画・設備変更を妨げる行為。
 - (16) 他の利用者・顧客に配慮のない行為。
4. 本件施設が入居している建物周辺における喫煙その他の迷惑行為を禁止します。
5. 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、運営主が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。
6. 本件施設の鍵の持ち出し・持ち帰り・コピー（スペアキーの作成等）を、運営主の承諾を得ることなく行うことを禁止します。利用者がこれらの禁止事項に該当する行為をした場合は、違約金として、本件施設の利用代金の3倍相当の額を頂きます。

第7条（本件施設の利用にあたっての責務）

- 1. 利用者は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた備品・商品等は、利用者が責任を持って管理して下さい。
- 2. 他の利用者及び運営主に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。
- 3. 本件施設のご利用に際し、利用者及び当該利用者が本件施設に持ち込まれた備品・商品等に起因する、運営主、顧客、取引先等に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。
- 4. 本件施設は、運営主の承諾がない限り、原状復帰して頂くことを条件として貸

- し出します。本件施設利用終了後は、運営主からの承諾がない限り、後片付け・清掃も含め、利用前の状態でお返し下さい。
5. 本件施設利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、運営主と利用者が別途協議して決定するものとします。特殊な廃棄物を運営主側で処分する場合は、当該処分にかかる費用をお支払い頂くことがございます。
 6. 本件施設の利用において、本件施設にない必要備品については、原則、利用者側で手配して下さい。
 7. 本件施設を損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営主の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を利用者にご負担頂きます。

第8条（秘密保持）

利用者は、本件施設の利用を通じて知り得た運営主及び運営主のグループ店の営業上または技術上の秘密情報（顧客情報、運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む）を、運営主の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、本件施設の利用以外の活動に利用しないで下さい。

第9条（個人情報の保護、顧客情報）

運営主は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者及び利用者の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び運営主が別途定める個人情報保護方針に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営主及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本利用規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第11条（免責）

1. 運営主は、利用者の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損（データを含む）その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。
2. 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本利用規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

第12条（損害賠償）

運営主は、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができます。

第13条（合意管轄等）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、運営主の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

運営主 : 株式会社grinleap

所在地 : 〒101-0021 東京都千代田区外神田2-2-18 東信お茶の水ビル1階

【付則】

平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日 制定

【付帯規則】

(1) 運営主は運営主が運営する以下の本件施設を、利用者に利用して頂きます。

コワーキングスペース

所在地：〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-2-18
東信お茶の水ビル 1 階

設備：個別ブース席（契約者固定席）
個別ブース席（他の利用者と共用（予約者優先））
テーブル（他の利用者と共用）
ソファ（他の利用者と共用）
スタジアムベンチ（他の利用者と共用）
会議室（他の利用者と共用（要予約））
オーディオ（他の利用者と共用）
FAX・コピー・プリンター機（他の利用者と共用）
トイレ、洗面所（他の利用者と共用（男女別））
コーヒー・紅茶メーカー（他の利用者と共用）
インターネット通信回線（WiFi）

注 1；ご利用の際は、契約者固定席以外の空いている席をご使用頂きます。

注 2；契約者固定席は、月極固定席契約者専用の席となります。

注 3；FAX・コピー・プリンター機の使用には別途料金がかかります。

(2) 利用者が運営主に支払う (1) の本件施設の利用代金は、以下のとおりとします。

マンスリープラン（月極固定席）

- ・登録手数料：20,000円（税別）
- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき40,000円（税別）
- ・契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。
- ・本件施設における電気、ガス、水道料金、インターネット通信回線の使用料は、利用代金に含まれるものとします。
- ・共同利用者の申請が可能です。（月単位）

マンスリープラン（月極フリー利用）

- ・登録手数料：10,000円（税別）
- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき10,000円（税別）
- ・契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。
- ・本件施設における電気、ガス、水道料金、インターネット通信回線の使用料は、利用代金に含まれるものとします。

マンスリープラン（月極会議室利用）

- ・登録手数料：10,000円（税別）
- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき16,000円（税別）
- ・契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。

- ・ 契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。
- ・ 本件施設における電気、ガス、水道料金、インターネット通信回線の使用料は、利用代金に含まれるものとします。
- ・ 会議室を1ヶ月に10時間までご利用いただけます。
- ・ 会議室のご利用には予約が必要です。

ドロップインプラン（一時利用）

- ・ 登録手数料：初回のみ100円（税別）
- ・ 利用料金：1時間500円（税別）、2時間800円（税別）、1日1,500円（税別）
- ・ 本件施設における電気、ガス、水道料金、インターネット通信回線の使用料は、利用代金に含まれるものとします。

(3) 利用者は、本件施設においてミーティング、セミナー等のイベントを行う場合は、運営主に対して事前申請を行い、運営主の承諾を得た内容・時間帯・最大参加人数で開催するものとします。なお、運営主は利用者に対し、当該ミーティング、セミナー等のイベントの開催にかかる代金を別途請求できるものとします。

(4) 運営主は、本件施設においてミーティング、セミナー等のイベントを主催する場合は、利用者に対し、優先的な参加や参加費の低減等、何らかの優遇措置をとるものとします。

(5) 利用者は、運営主に対して事前申請を行い、運営主の承諾を得ることで本件施設の住所を利用することができます。（以下、「住所利用サービス」といいます。）

利用者が運営主に支払う住所利用サービスの利用代金は、以下のとおりとします。

＜本店所在地として法人登記する場合＞

マンスリープラン利用者（月極固定席、月極フリー席、月極会議室）

- ・ 毎月の利用料金：1ヶ月につき10,000円（税別）
- ・ 契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・ 契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。

住所利用サービスのみの利用

- ・ 毎月の利用料金：1ヶ月につき15,000円（税別）
- ・ 契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・ 契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。

＜法人登記せず住所のみ利用する場合＞

マンスリープラン利用者（月極固定席、月極フリー席、月極会議室）

- ・ 毎月の利用料金：1ヶ月につき5,000円（税別）
- ・ 契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・ 契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。

住所利用サービスのみの利用

- ・ 毎月の利用料金：1ヶ月につき10,000円（税別）
- ・ 契約日を含む月から3ヶ月分を先にお支払いいただきます。
- ・ 契約日を含む月の利用代金は日割り計算とします。

(6) 住所利用サービスの利用者は、運営主に対し申し込みを行い、承諾を得ることで社

名の掲出、郵便物等の受取・預かり及び転送サービス等のオプションサービスを利用することができます。

利用者が運営主に支払う各種オプションサービスの利用代金は、以下のとおりとします。

郵便・宅配物の受け取りサービス

- ・受け取りは無料です。
- ・ただし、以下の郵便・宅配物は受け取れません。
 - ・代金引換、着払いのもの
 - ・裁判所などからの公的、法的効力のある文書
 - ・現金書留
 - ・危険物
 - ・本人限定受取郵便、内容証明郵便
 - ・生ものの生き物
 - ・3辺の合計が120cmを超えるもの
 - ・一度に多量の郵便物、小包等
 - ・その他、保管が困難なもの
- ・解約後に届いた郵便・宅配物は処分します。

郵便・宅配物の転送サービス

- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき1,000円（税別）
- ・転送料：転送1回につき手数料200円（税別）＋送料実費
- ・転送は平日に行います。

郵便・宅配物の受け取りメール通知サービス

- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき1,500円（税別）
- ・申込書のメールアドレス宛に通知します。

社名掲出サービス

- ・毎月の利用代金：1ヶ月につき1,500円（税別）
- ・郵便ポストに社名を掲出します。